

## 弘前市長公式 X（エックス）運用方針

弘前市の政策や各種取り組み、行事等をより多くの皆さんに知っていただくことを目的として、ソーシャルメディアのアカウントを取得して情報発信を行っています。

「X（エックス）」を活用した情報発信にあたり、当アカウントの運用方針を次のとおり定めています。

### 1. アカウント情報

#### ■ソーシャルメディア名：X（エックス）

- (1) アカウント名 : 弘前市長公式
- (2) アカウント（URL） : Mayor\_Hirosaki ([https://twitter.com/Mayor\\_Hirosaki](https://twitter.com/Mayor_Hirosaki))
- (3) 運用者 : 企画部広聴広報課

### 2. 発信内容

- (1) 市長等の公務活動に関する情報
- (2) 市の施策・事業等に関する情報
- (3) 市の報道発表に関する情報
- (4) その他運用者が必要と認める情報

### 3. 発信者

市長または企画部広聴広報課職員

### 4. 注意事項

- (1) 当アカウントは専ら情報発信を行うものとし、原則としてリポストやリプライのほか、当アカウントへのリプライやメッセージへの返信等を行いません。市に対するご意見・お問い合わせ等については、各課へお寄せください。
- (2) 当アカウントから一般のアカウントへのフォローは行いません。
- (3) 以下の項目に該当する利用はご遠慮ください。いずれかに該当すると認められる場合には、利用者に予告することなくアカウントのブロック、コメントの削除等の対応をすることがあります。
  - ・法令に反する場合
  - ・公序良俗に反する場合
  - ・機密情報または個人情報を投稿した場合
  - ・名誉棄損、プライバシー権・肖像権侵害、特許権・意匠権・著作権・商標権侵害など第三者の権利を侵害し、又は第三者に不利益を与える場合
  - ・犯罪行為等を誘発する場合

- ・復興庁または第三者に損害及び不利益を与える場合
- ・第三者を誹謗中傷する表現が認められた場合
- ・他のユーザー、第三者等になりすました場合
- ・弘前市の発信する内容の一部または全部を改変した場合
- ・政治・宗教・営利活動等を目的としている場合
- ・わいせつな表現などを含み不適切と判断される場合
- ・その他、運営上、ソーシャルメディアを利用した情報発信を行う上で、不適當であると判断される場合

## 5. 知的財産権

当アカウントに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、弘前市又は原作者者に帰属します。ただし、当アカウントのポストに対する「いいね」やリポスト機能を使用し掲載していただくことは問題ありません。

## 6. 免責事項

- (1) 市は、当アカウントが掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- (2) 当市が X（エックス）を利用することに関連して生じた次に掲げる損害、その他のいかなる損害について、当市は何ら責任を負うものではありません。
  - ①利用者が当アカウントを利用したことにより、又は利用できなかったことにより被った損害
  - ②当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル、又はそれにより被った損害
  - ③当アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル、又はそれにより被った損害

7

## ・ 運用方針の変更について

この運用方針は、事前に告知なく変更する場合があります。